

別紙3 整備形態案ごとの分析・検討結果

案	概要	複線化時の難易度・工期	用地買収範囲	複線化のコスト	複線化の時期・設計の自由度	荒川第二・三調節池整備事業の工程への影響	総合評価
1(1)	<p>複線化時には、現在線位置に単線構造の橋りょうを架ける。</p> 	<p>☆☆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存橋りょう補強案(案1(2))と比較すると、単線橋りょうを撤去・新設する案のため、施工は容易である。</li> <li>複線構造案(案3)と比較すると工期は長期化する。</li> </ul>	<p>☆☆☆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在橋りょう位置を活用するため、民有地の買収範囲を小さくすることが可能となる。</li> <li>橋りょう架換え後の現在線の用地を維持する必要がある。</li> </ul>	<p>☆☆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>単線橋りょうを2本架けるため、複線構造案(案3)より高い。</li> </ul>	<p>☆☆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存構造物の撤去が前提となるが、荒川第二・三調節池整備事業完了後に、複線化事業において橋りょうの新設が可能である。</li> </ul>	<p>☆☆☆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>荒川第二・三調節池整備事業への影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新の技術基準に沿った、安全性の高い長寿命な橋りょうの建設が可能である。</li> <li>単線橋りょうを2本架けるため、複線構造案(案3)より複線化のコストは高いが、荒川第二・三調節池整備事業への影響はない。</li> </ul>
1(2)	<p>複線化時には、既存の橋りょうを補強し活用する。</p> 	<p>☆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補強の程度により難易度は左右される。</li> <li>現行から4～5mの嵩上げを要するうえ、建設年度等も考慮すると、補強量は多くなることが想定される。</li> <li>複線構造案(案3)と比較すると工期は長期化する。</li> </ul>	<p>☆☆☆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在橋りょう位置を活用するため、民有地の買収範囲を小さくすることが可能となる。</li> <li>橋りょう架換え後の現在線の用地を維持する必要がある。</li> </ul>	<p>☆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補強の程度によりコストは左右される。</li> <li>現行から4～5mの嵩上げを要するうえ、建設年度等も考慮すると、補強量は多くなることが想定され、高くなる可能性が高い。</li> </ul>	<p>☆☆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存構造物を活用する案のため、複線化の時期は自由度が高い。</li> <li>既存の橋脚を活用する場合、治水面や構造面での制約を受けるため、設計上の自由度は少ない。</li> <li>既存構造物を撤去せずに残しておくのか河川管理者との協議が必要である。</li> </ul>	<p>☆☆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>荒川第二・三調節池整備事業への影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補強の程度により左右される要素が多く、建設年度等を考慮すると補強量は多くなり、かつ河積阻害率も悪化するため、基準値内に収まるかなどの河川管理上の制約条件もある。</li> </ul>
2	<p>複線化時には、現在線とは別の位置に単線構造の橋りょうを架ける。</p> 	<p>☆☆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存橋りょう補強案(案1(2))と比較すると、単線橋りょうを新設する案のため、施工は容易である。</li> <li>複線構造案(案3)と比較すると工期は長期化する。</li> </ul>	<p>☆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>南古谷方の擦り付け区間において民有地買収が発生する。</li> <li>荒川第二・三調節池整備事業での架換えとは別に1本分の用地が必要となるため、複線構造案(案3)より用地買収範囲は広い。</li> </ul>	<p>☆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>単線橋りょうを2本架けるため、複線構造案(案3)より高い。</li> <li>用地買収が発生するため現在位置単線構造案(案1(1))より高い。</li> </ul>	<p>☆☆☆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存構造物を撤去する前に工事が行えるため、複線化の時期は自由度が高い。</li> <li>一部、盛土区間等が現在橋りょう位置に近接するため、河川内の構造物の撤去は不要だが、盛土区間等の構造物は撤去などが必要となる。</li> </ul>	<p>☆☆☆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>荒川第二・三調節池整備事業への影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新の技術基準に沿った、安全性の高い長寿命な橋りょうの建設が可能である。</li> <li>単線橋りょうを2本架け、かつ現在位置単線構造案(案1(1))より民有地買収範囲が広がるため、複線化のコストはより高くなる。</li> </ul>
3	<p>架換え時に、現在線の上流側に複線構造の橋りょうを構築し、複線化時に軌道及び架線の敷設を行う。</p> 	<p>☆☆☆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>軌道及び架線の敷設となるため、現在位置単線構造案(案1(1))及び別位置単線構造案(案2)と比較すると工期は短い。</li> </ul>	<p>☆☆☆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>南古谷方の擦り付け区間において民有地買収が発生する。</li> <li>必要な用地買収のうち、1本分での架換えの差分が追加で発生するため、別位置単線構造案(案2)と比較すると用地買収範囲は狭い。</li> </ul>	<p>☆☆☆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>単線橋りょうを1本架けるより架換え時は高いが、単線を2本架けるより安い。</li> <li>複線仕様部分について、架換える際に追加費用が発生する。</li> </ul>	<p>☆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>荒川第二・三調節池整備事業による橋りょう架換え時に、複線化の整備を行う必要があり、アプローチ部の線形の検討において自由度がない。</li> </ul>	<p>☆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>荒川第二・三調節池整備事業内での整備を進める必要があるため、当該事業に影響を与える可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複線化時の工期における優位性は高いが、荒川第二・三調節池整備事業へ影響を与える可能性がある。</li> </ul>

※案1(1)、案1(2)及び案2は荒川第二・三調節池供用開始後の複線化を想定

※星の数は各項目の3段階の相対評価